

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.010

処 分 名	管理協定の締結の認可
処 分 の 概 要	<p>市長又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と、管理の方法に関する事項や管理協定に違反した場合の措置等を定めた協定を締結することができます。</p> <p>景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。</p>
根拠法令等・条項	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 36 条第 3 項 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 15 条
審 査 基 準	<p>法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。</p>
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出
備 考	

■景観法

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる景観重要建造物(以下「協定建造物」という。)又は管理協定の目的となる景観重要樹木(以下「協定樹木」という。)
 - 二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項
 - 三 管理協定の有効期間
 - 四 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令(都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に適合するものであること。
- 3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

■景観法施行規則

(管理協定の基準)

第十五条 法第三十六条第二項第二号（法第四十条 及び第四十二条第三項 において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 二 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 四 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。